

京都市告示第 3 1 3 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第 4 条の規定に基づき、同施設内のメインプール及び飛び込みプールを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 6 年 9 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

平成 2 6 年 1 0 月 1 日（水）から平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日（金）までを、メインプール及び飛び込みプールを供用しない日に加える。

（理由）

メインプール及び飛び込みプールからアイススケートリンクへの転換工事等を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室）